

春の農作業事故ゼロ運動のお知らせ

問 農林振興課 農政係
☎476-1111(501)

4月から6月は、田植えやさつまいもの植付けなど、農作業が忙しくなります。農作業事故を起こさないよう安全対策に努めましょう。

【スローガン】

見直そう！農業機械作業の安全対策

～あつ危ない！ちょっとした油断が命とり～



● 農業機械を使用するときは、次のことに注意しましょう。

- ① トラクタに安全フレームを装着し、運転時にはシートベルト、ヘルメットを着用しよう。
- ② 路肩まで草刈りを行い、路面と側溝等との境界を把握できるようにしよう。
- ③ トラクタが走行するために十分な道幅を確保しよう。
- ④ 機械の詰まりを取り除く際は、機械の動作が静止してから取り除こう。
- ⑤ こまめに水分補給を行い、熱中症に気をつけよう。
- ⑥ もしもの備えに労災保険に加入しよう。

家きん農家の皆さまへ

問 農林振興課 畜産係
☎476-1111(511・512)

■ 「高病原性鳥インフルエンザ」などの家きんの伝染性疾病の侵入を防ぐために「発生予防」と「早期発見・通報」を徹底しましょう

◇家きん舎とその周りを「衛生管理区域」としてその他の区域との境界がわかるようにしましょう。

- ・区域を出入りする車・人・物は、消毒を徹底しましょう。
- ・区域に立ち入った人を記録し、保存しましょう。

◇野鳥などの侵入を防ぐため、防鳥ネットを張り、家きん舎の屋根や壁面の破損を直しましょう。

◇家きん舎にある給餌・給水設備や飼料の保管場所にねずみや野鳥などの野生動物が侵入しないようにしましょう。

◇定期的に家きん舎と道具の清掃・消毒をしましょう。

◇毎日家きんの健康状態を観察し、「特定症状」を見つけたらすぐに最寄りの家畜保健衛生所に通報しましょう。

特定症状：家きんの死亡率が急激に上がったとき（一日あたりの死亡率が過去21日間の平均死亡率の2倍を超える場合）
この場合、すぐに家畜保健衛生所へ通報する義務があります。